

●産科・歯科・行政が連携して取り組む早産予防対策〔幹事県 熊本県〕 ※山口県を除く

〔目的〕

全国的に極低出生体重児(1,500g未満の出生児)の出生割合は増加傾向にあるが、中でも九州地域の割合は全国を上回っていることから、九州地域において早産を予防し、極低出生体重児の減少を図ることは喫緊の課題となっている。

このような中、熊本県がモデル地域で取り組んだ早産予防対策が一定の成果を得たため、九州各県にその取組を拡大し、子どもが健やかに成長発達する体制整備を図る。

〔取組内容〕

熊本県の事業手法を参考に各県でできる早産予防の取組を検討、九州各県が連携して早産予防対策を実施

〔主な取組状況(知事会議での報告状況等)〕

- 平成22年10月 第136回九州地方知事会議
 - ・熊本県が「あり方研」へ提案、政策連合による取組開始を決定
- 平成23年2月 担当者会議
 - ・熊本県早産予防モデル事業の概要について研修、今後の各県の取組について意見交換(早産予防対策についての共通理解を深め、妊婦に対する周知啓発等に取り組むことに合意)
- 平成23年7月 九州各県の取組状況を調査
- 平成23年10月 担当者会議
 - ・今後の取組等について協議(各県の状況に応じた取組を推進することを確認)
- 平成24年4月 九州各県の取組状況を調査
- 平成24年6月 第139回九州地方知事会議
 - ・取組状況を報告
- 平成24年10月 担当者会議
 - ・熊本県の早産予防対策モデル事業の成果と取組状況報告、今後の各県の取組について意見交換
- 平成25年4月 九州各県の取組状況を調査
- 平成25年10月 担当者(課長)会議
 - ・熊本県の早産予防対策事業の取組状況報告、各県の取組の現状と今後の取組について意見交換
- 平成26年10月 九州各県の取組状況を調査
- 平成26年10月 担当者(課長)会議
 - ・熊本県の早産予防対策事業の取組状況報告、各県の取組の現状と今後の取組について意見交換
- 平成27年7月 九州各県の取組状況を調査
- 平成27年10月 担当者(課長)会議
 - ・熊本県の熊本型早産予防対策事業の検証結果報告(熊本県事業の有効性について確認)
 - ・各県の取組の現状と今後の取組について意見交換
- 平成28年9月 九州各県の取組状況を調査
- 平成28年11月 担当者(課長)会議
 - ・各県の取組の現状について意見交換、今後の取組について協議(各県の状況に応じた取組を継続して推進することを確認)
- 平成29年5月 第149回九州地方知事会議
 - ・取組成果及び今後の方針について報告
(平成27年度に熊本県が実施した熊本型早産予防対策事業の有効性を各県と相互に確認したことから、今後とも当該取組を継続し、子どもが健やかに成長発達する体制整備を図り、極低出生体重児の出生率低下を目指す。)

※以上の取組により所期の目的を達成

[成果]

(1)各県の状況に応じた取組が活性化

①調査・実証事業の実施

- ・周産期死亡例の分析・症例検討会、産科における歯科健診モデル事業実施(一部医療機関)(大分)

②講演会等の開催

- ・産科・歯科医療機関、行政機関等を対象とした地域別事業報告会開催(熊本)
- ・関係者との事業検討会開催(沖縄)
- ・歯科保健公開講座・研修会等の開催(福岡・佐賀・長崎・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)

③啓発活動等

- ・早産予防対策のポスターやリーフレット、早産予防事例集の作成と関係機関への配布(佐賀・熊本・沖縄)
- ・早産予防と歯科との関係啓発リーフレット、DVD作成・啓発(熊本・大分・宮崎・鹿児島)
- ・産科医療機関用の歯科保健指導媒体の作成(沖縄)

④歯科保健マニュアル作成等

- ・母子健康手帳に歯科保健項目を追加(福岡・長崎・沖縄)
- ・妊産婦対応歯科保健マニュアルを作成し、関係機関に配布(大分)

⑤市町村に対する補助事業の実施

- ・平成29年1月から、熊本型早産予防対策事業として妊婦の膣分泌検査及び歯周病検査(歯科健診)の費用を助成する市町村への補助を実施(熊本)

(2)熊本県の事業(熊本型早産予防対策事業)検証結果

- ・平成24年8月～平成25年12月までに妊娠届出を行った妊婦(約2万人)に、感染症に着目した早産予防対策事業を実施。歯科検診2回(歯周病)、歯科セルフチェック票及び膣分泌物検査結果を突合せ、さらに、出産転帰との関係を分析検証。
- ・低下に寄与した因子を明確に特定することはできなかったが、事業対象妊婦の低出生体重児及び極低出生体重児の出生割合は低下した。

[課題]

- ・各県の状況に応じた早産予防の取組が活性化したが、熊本県の事業手法は各県毎に大学等の研究機関や産科医療機関、歯科医師会等の体制等が異なり、さらに医療的介入を伴うため、各県共通の事業として実施することは困難であった。
- ・九州地域の極低出生体重児の出生割合は横ばい状況であり、全国平均を上回っているため、各県で継続した取組が必要である。

[今後の取組]

所期の目標である各県の状況に応じた早産予防の取組は、妊婦の歯周病対策を中心に、平成25年度から九州全県で徐々に拡充・強化、定着している。

また、平成27年度に熊本県が実施した熊本型早産予防対策事業の有効性を各県と相互に確認したことから、今後とも当該取組を継続し、子どもが健やかに成長発達する体制整備を図り、極低出生体重児の出生率低下を目指す。